



堺環 濠都市北部地区
まちなみガイドライン

堺環 濠都市北部地区町なみ再生協議会
E-mail info@sakaimachinami.jp
HP <http://sakaimachinami.jp/>

堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7432
FAX 072-228-8468
HP <http://www.city.sakai.lg.jp/>

平成27年3月発行

堺環 濠都市北部地区町なみ再生協議会／堺市

目 次

1. まちなみガイドラインの目的

2. まちなみガイドラインの作成にあたって

2-1. 堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業の概要

2-2. まちなみガイドラインの作成に向けた取組み

2-3. まちなみガイドラインの活用方法

3. 堺環濠都市北部地区のまちなみと堺町家の特徴

3-1. 堺環濠都市北部地区のまちなみの特徴

3-2. 堺町家の特徴

4. 修景基準とその解説

4-1. 修景基準の考え方

4-2. 修景基準

4-3. 修景基準の解説

1

2

2

3

5

6

6

7

13

13

14

16

1. まちなみガイドラインの目的

中世、貿易都市として栄えた堺環濠都市地域は、大坂夏の陣により焼失した後、江戸時代に徳川幕府によって、短冊型の町割（元和の町割）で復興されました。本地域は、このような町割と内川・土居川が当時の環濠都市の面影を残す、堺市を代表する歴史・文化的景観を有する地域です。

なかでも、北半町から宿屋町にかけての北部地区は、第二次世界大戦の戦火を免れたため、戦前の町家や寺院等が今も数多く残っており、数少ない歴史的なまちなみが残る地区です。また、刃物や線香などの伝統産業も活発に行われ、今もそれら職住一体の生活様式が残っています。しかしながら、近代化のなかで、町家は老朽化して壊され、歴史的なまちなみの面影は薄れつつあります。

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と堺市では、町家や寺社といった歴史・文化資源を、地区の市民の貴重な財産として次世代に継承するとともに、これらを活かして、新たな魅力とにぎわいを創出することをめざしています。そこで、まちなみの将来像とそのルールを示す「まちなみガイドライン」を作成しました。地区に残る歴史的なまちなみを将来に受け継ぐため、地区のみなさんにこの冊子を活用していただきたいと思います。

■ 堺環濠都市北部地区がめざす「まちなみの将来像」の標語(キャッチフレーズ)

「江戸時代の町割を活かした

わ

環

をはぐくむまちなみ」

『環（わ）』という文字に、「人の輪（和）・つながり」「歴史・文化・伝統の継承」「自然・環境との調和」などの想いを込めています。この地域の特色である江戸時代の町割を活かして、『環（わ）』を育ていけるようなまちなみをつくっていききたいと思います。

■ まちなみガイドラインを活用した修景のイメージ



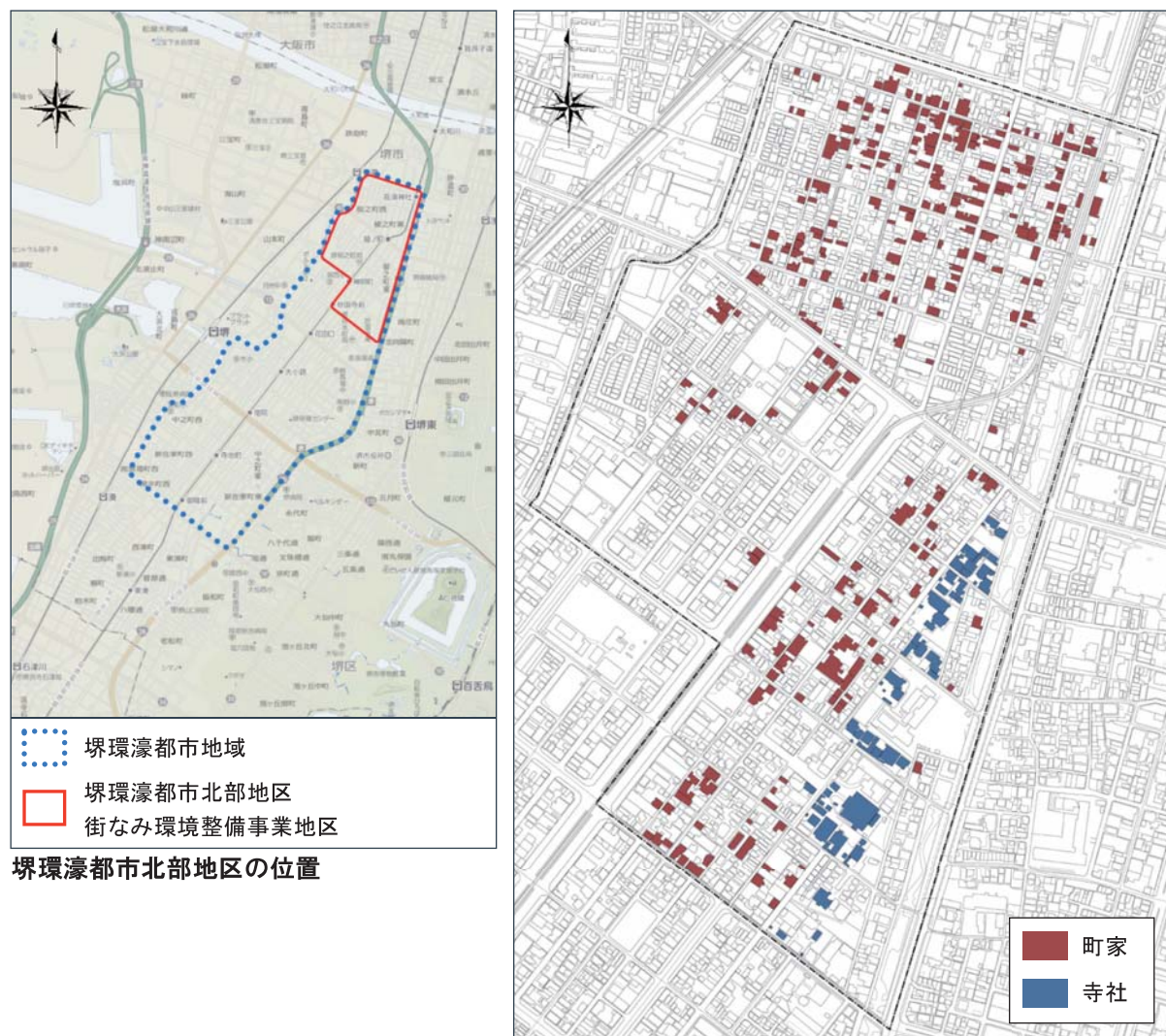
2. まちなみガイドラインの作成にあたって

2-1. 堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業の概要

街なみ環境整備事業は、歴史や文化など、地域の特性を活かした住宅地の形成をめざし、住民の方々と行政が協力して、魅力ある住宅地整備を図ろうとするものです。

そこで、戦前の町家や寺院等が今も数多く残っている、堺環濠都市地域の北部地区を「堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業地区」（下図参照）とし、堺環濠都市北部地区の歴史的なまちなみを受け継ぎ、活気ある魅力あふれた住宅地を形成していくために、住宅などの建物や公共施設を対象に、この地区にふさわしい修景整備を進めることとしました。

この事業の中心となるのが建物の修景であり、それを実施するにあたってのルールや、その解説などを示したものが「まちなみガイドライン」です。



堺環濠都市北部地区における町家や寺社の分布

※町家や寺社の分布状況は、平成 24 年度(町家)、平成 25 年度(寺社)の調査で確認できたものを記載しています。

2-2. まちなみガイドラインの作成に向けた取組み

歴史的なまちなみは、屋根や庇、壁面線の連なり、短冊型の町割に面して並ぶ町家の様子など、一つひとつの建物が集まることで形成されています。そこで、このまちなみを保全し、後世に受け継ぐために、建物の外観や色合いなどに関するルールとその解説を「まちなみガイドライン」として作成しました。

この作成にあたっては、「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」（平成 26 年 5 月設立）を中心とした地元住民が、堺市職員を交えて、まちなみガイドライン作成分科会やワークショップのなかで、話し合いを重ねながら進められました。

第 1 回まちなみガイドライン作成分科会（平成 26 年 8 月）

第 1 回分科会では、街なみ環境整備事業の概要に関する説明や、これまでに行われた勉強会等の取組み、今後の進め方に関して説明を受けるとともに、まちなみガイドラインの作成にあたり、ガイドラインの骨子について確認を行いました。



分科会開催風景

第 1 回、第 2 回ワークショップ

（平成 26 年 8 月、9 月）

～堺環濠都市のまちなみ・堺町家を知る～

第 1 回のワークショップでは、昔の写真を見て撮影された場所を探したり、町家の見方について勉強しました。

その後、第 2 回ワークショップで 3 班に別れてまち歩きを実施し、まちなみや町家の特徴を探しました。



昔の写真と地図を見ながらの意見交換



まち歩きで町家を見上げる参加者

第3回ワークショップ（平成26年10月） ～堺環濠都市のまちなみ・堺町家を知る～

第3回ワークショップでは、各班のまち歩きの結果報告を行うとともに、残すべきまちなみを見出し、堺環濠都市北部地区がめざす「まちなみの将来像」を共有するため、標語（キャッチフレーズ）の検討を行いました。



ワークショップ開催風景



まち歩き結果のまとめ(抜粋)

第2回・第3回まちなみガイドライン作成分科会（平成27年1月、2月）

第2回・第3回分科会では、ワークショップの取組みを踏まえた、まちなみガイドライン(案)に関する説明を受けるとともに、標語（キャッチフレーズ）の確定を行いました。

堺環濠都市北部地区がめざす「まちなみの将来像」の標語(キャッチフレーズ)
「江戸時代の町割を活かした ^わ環をはぐくむまちなみ」

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会 第2回総会 (平成27年3月)

平成27年3月8日に開催された総会において、分科会及びワークショップで検討された結果を踏まえた、まちなみガイドライン（案）が発表され、承認されました。



総会開催風景

2-3. まちなみガイドラインの活用方法

(1)ガイドラインを利用して欲しい方

このガイドラインは、堺環濠都市北部地区のみなさんが、この地区のまちなみや堺町家の特徴などを学ぶことで、建物を修理したり新しく建てようとする際に、この地区にふさわしい修景整備を進めていただくために使われることを想定しています。建物を修理したり、新しく建てようとしている住民や事業者の方はもちろんのこと、設計者や施工者の方も活用してください。

ガイドラインの利用者：堺環濠都市北部地区のみなさん、設計者、施工者

(2)修景の手順

①堺環濠都市北部地区のまちなみや堺町家の特徴を学びましょう

まずはじめに、次ページからの「3.堺環濠都市北部地区のまちなみと堺町家の特徴」をご覧ください。

堺環濠都市北部地区のまちなみにはどのような特徴があり、これから修理しようとしている歴史的建築物が、どのような様式の建物なのか、また、どのような歴史的建築物が建ち並ぶ場所に、新しい建物を建てようとしているのかを、知ることからはじめましょう。

②ガイドラインの種類・対象範囲を確認してください

「4-1.修景基準の考え方」では、修景基準の対象としている建築物等の分類や、修景基準の対象とする部分などについて記載しています。これから修景を行おうとしている建築物等とその内容を確認してください。

③修景をはじめましょう

「4-2.修景基準」には、建築物等の分類別の修景基準が記載され、「4-3.修景基準の解説」には、修景基準の内容について、部位毎の解説が記載されています。①で学んだ堺町家の特徴に記載されているように、堺町家には様々な様式があるため、様式毎にふさわしい仕上げがあることを確認して、どのような修景を進めるべきか検討してください。

3.堺環濠都市北部地区のまちなみと堺町家の特徴

3-1.堺環濠都市北部地区のまちなみの特徴

(1)町家の特性

第二次世界大戦の戦火を免れた堺環濠都市北部地区には、江戸時代初期に建築された山口家住宅をはじめ、江戸初期から昭和初期にかけて建築された、各時代の外観、様式の町家が多数残っています。これらの町家は、その多くが切妻造の屋根を持ち、平入り（P10 参照）で建てられていて、屋根や庇、壁面線の連なりがまちなみの特徴となっています。また角地には、入母屋造（P10 参照）の町家が多く、通りの景観のアクセントとなっています。

しかし、一部の町家は老朽化が激しく、屋根や外壁などが朽ち、崩壊の恐れのあるものも見られるとともに、町家の前面を、モルタル、タイル、鋼板等を用いて覆い、改装された看板建築（P9 参照）も多く存在しています。

(2)寺社の特性

堺環濠都市地域の東部には、南北に連なる寺町が形成されており、現在でも数多くの寺社が残っています。本堂等の建物は、通りから直接見ることができないものが多いものの、保存状態の良い門や塀が多く残っています。一方、近代的なコンクリートブロック塀に築地塀風の仕上げを施した塀もあり、趣のある寺町の景観を構成する重要な要素となっています。

(3)一般建築物の特性

比較的新しい建物の中にも、周囲の歴史的な趣きのあるまちなみとの調和に配慮して、素材、色彩、形態意匠を工夫したものが見られます。

しかし、外壁の色彩や素材、建築様式等において、歴史的な趣きに調和していない建物が増えつつあることは否めません。

(4)道路空間の特性

「元和の町割」が残る当該地区には、江戸時代の細い街路が多く残されています。大道筋（紀州街道）の東西に、かつて表筋と裏筋の関係にあったと思われる、幅2間半と1間半程度の道路が交互に通っていて、この道の両側に町家が軒を連ねて建ち並び、非常に濃密な道路空間を構成しています。



堺環濠都市北部地区を代表する江戸時代初期の町家



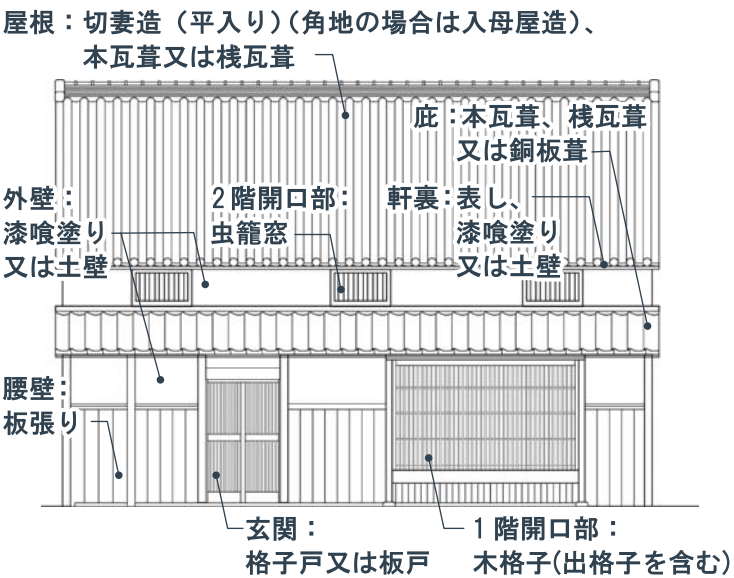
「元和の町割」がそのまま残る趣のある街路

3-2.堺町家の特徴

(1)建築様式

①つし二階町家

主に江戸から明治にかけて建てられ、中二階とも呼ばれています。二階の天井が低く、「虫籠窓」（P11 参照）があるのが特徴で、二階は主に屋根裏や物置部屋として利用されていました。



※状況やデザインに応じて、袖壁・卯建、駒寄・矢来を設置

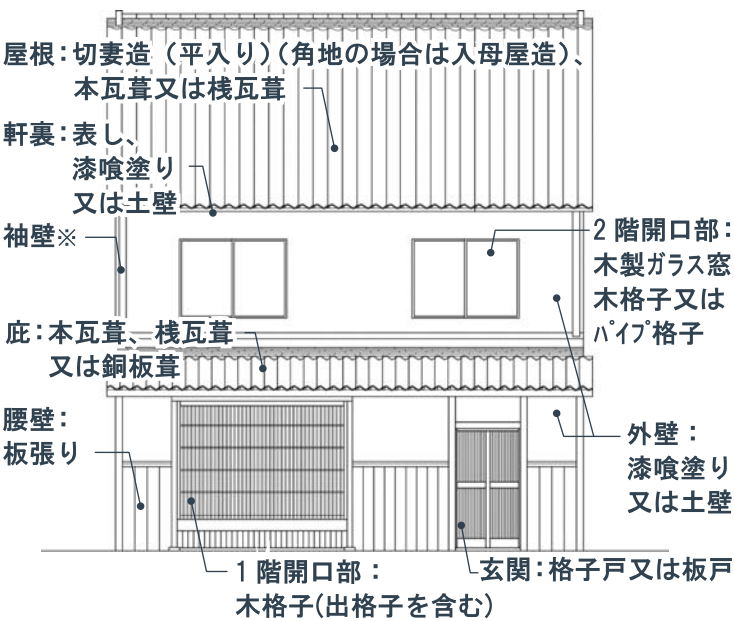
つし二階町家のイメージ



つし二階町家の例

②総二階町家

主に明治以降に建てられ、高二階とも呼ばれています。つし二階町家と比べて2階の天井が高く、2階が居住用として使われ、2階の窓も虫籠窓ではなく、ガラス窓に変化している様子が見受けられます。



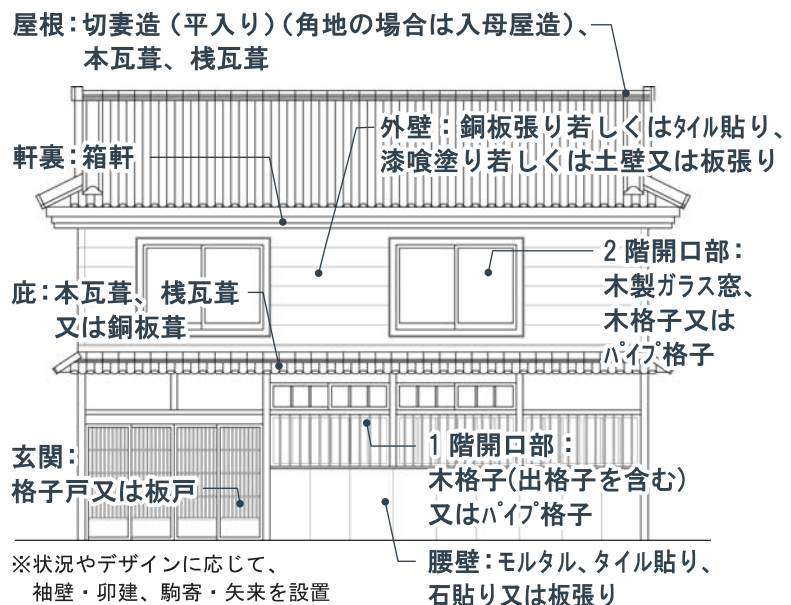
※状況やデザインに応じて、袖壁・卯建、駒寄・矢来を設置

総二階町家のイメージ



総二階町家の例

総二階町家の中でも、大正から昭和初期頃に多く建てられたものの多くは、1階部分に平格子や出格子の代わりにタイル貼りや石貼りの腰壁と、ガラス窓や金属製の丸格子が設けられています。2階部分は、外壁に従来の漆喰塗りや土壁のほか、タイル貼りや銅板張りの町家が見られるとともに、軒下が箱軒（はこのき）（P11 参照）といわれる箱段状になっている「箱軒型」の町家が一般的です。



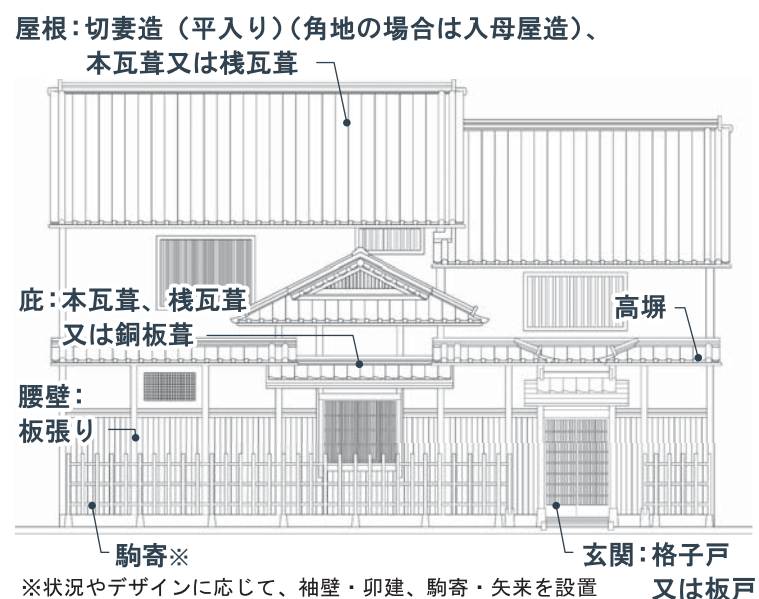
総二階町家(箱軒型)のイメージ



総二階町家(箱軒型)の例

③塀付町家

つし二階町家や総二階町家に、道に面して塀が設けられている様式です。塀町家の多くは、家屋が道に面して建てられていますが、郊外型の住宅に見られるように、道に面して塀を設け、前栽（せんざい）と呼ばれる前庭を挟んで奥に家屋が建てられているものです。



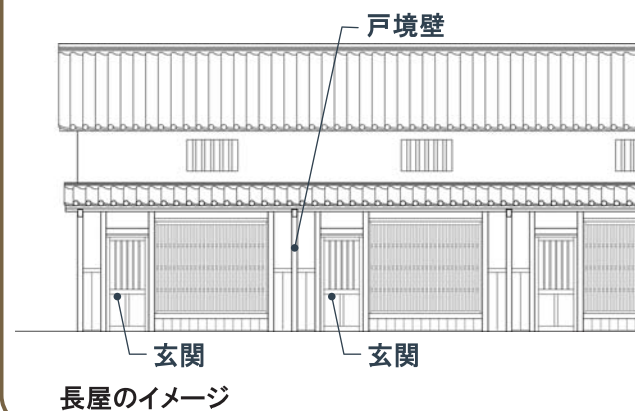
塀付町家のイメージ



塀付町家の例

■ 長屋

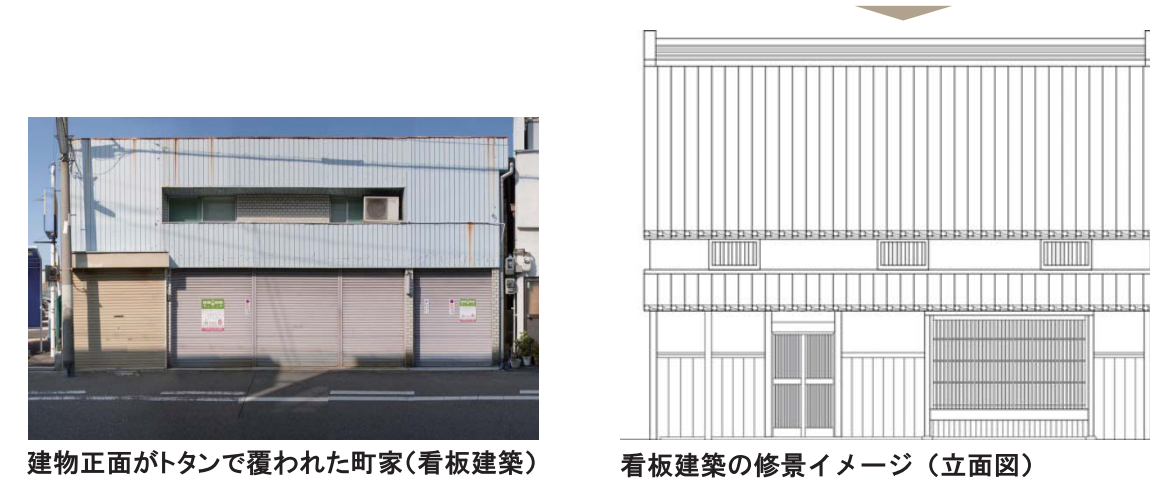
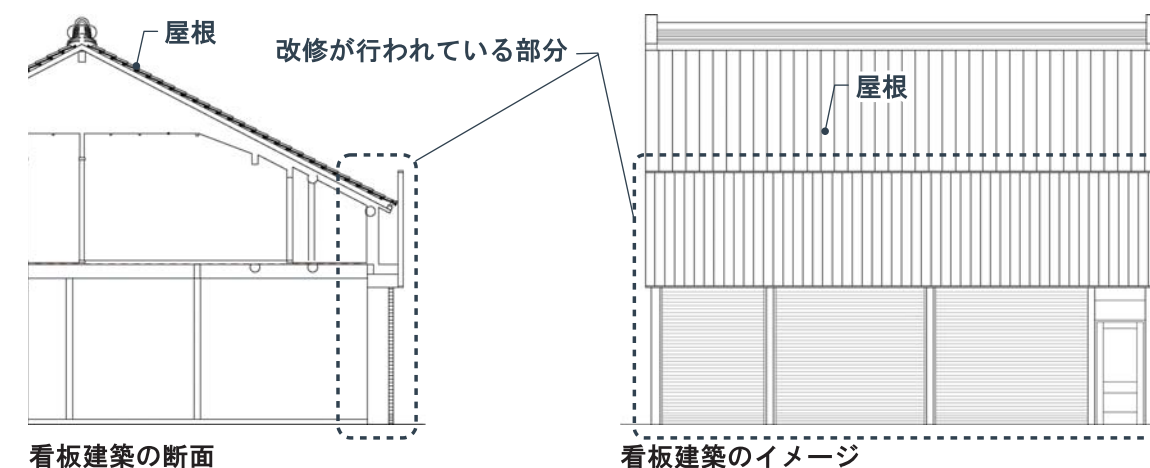
町家は、大きく、戸建てと長屋に分けることができます。長屋は、複数の町家が水平方向に連なり、壁を共有して建てられているものを指します。堺町家では、主に、つし二階町家や総二階町家の様式で見られます。



長屋の例

■ 看板建築

町家の内部はそのままに、トタンやタイル、モルタルなどを用いて外観を近代的なビルのように改修したものです。建物の基本的な構造はそのままに、外観のみ改修が行われていることが多いため、建築当時の姿に戻すことも可能です。



(2)部位

①屋根

きりづまづくり ひらい ・切妻造(平入り)

屋根の最頂部の棟から地上に向かって二つの傾斜面が本を伏せたような山形の形状をした屋根のことで、軒と平行する側に正面出入口があるものを「平入り」といいます。この地区では、道路に対して平行に棟を通した切妻造（平入り）が多く見られます。

いりもやづくり ・入母屋造

切妻の屋根に、四方向に庇がまわる構造を持つ屋根のことです。この地区では、主に角地に建てられた町家で見ることができます。

ほんかわらぶき ・本瓦葺

長方形で横断面が弧状になっている平瓦を葺き、その合わせ目の上に丸瓦を被せて葺いたものです。

寺社や蔵の屋根に多く葺かれているのですが、この地区では、明治時代以降も町家の屋根に葺かれていました。現存する本瓦葺の町家は多くはありませんが、つし二階町家に比較的多く見ることができます。

古い瓦には、瓦師銘が刻印されたものも多くあります。

さんかわらぶき ・棧瓦葺

横断面が波形をしている棧瓦を並べ、隙間をなくすことで丸瓦を省略したものです。本瓦より安価なうえ、軽量であるため、屋根、庇ともに多くの町家で用いられています。

この地区では、軒瓦に一文字瓦（P18 参照）を用いた町家も多く見られます。

けむりだ ②煙出し

屋根の上に、カマドの煙を外へ出す小さな屋根を設けたもので、通常カマドの真上に設けられます。



切妻造(平入り)、本瓦葺きの屋根



入母屋造、棧瓦葺きの屋根



本瓦



棧瓦



煙出し

はこのき ③箱軒

2階の軒下を箱段状にし、防火のために銅板で覆ったり、モルタルで塗り固めたもので、この地区では、銅板で覆われた箱軒が多く残されています。

むしこまど ④虫籠窓

窓枠や格子木を漆喰で塗り込めた窓で、その形状が虫籠（むしかご）に似ていることから名付けられたとも言われています。この地区には、枠形状が長方形型の虫籠窓が多く、虫籠窓中央の縦棧に掘り込みを設けたものなど、飾りを入れたものも見られます。そのほか、長方形の四隅を面取りした横長の八角形や、木瓜型（もっこうがた）（P21 参照）の虫籠窓も少数見られます。

そでかべ うだつ ⑤袖壁(卯建)

本来、隣家からの類焼を防ぐ目的でつくられるものですが、この地区には、装飾的な意味合いが強いものも多く見られます。瓦をのせたものや、商売の看板代わりだったのではないかとと思われるような、浮き彫りを施したものなど、様々なデザインがあります。

がいはき ⑥外壁

古くからあるつし二階町家や総二階町家では、1階の外壁は腰板を設けて上部を漆喰塗り又は土壁、2階の外壁は漆喰塗り又は土壁となっています。昭和初期に建てられた比較的新しい町家や、改修された町家では、1階の腰板がタイル貼りや御影石貼りなどに変わり、2階の外壁もタイル貼りや銅板張りのものが見られます。



銅板で覆われた箱軒



四角形の虫籠窓



袖壁(卯建)



腰板と漆喰の外壁

⑦^{こうし}格子

柱の間に入れた平格子と、一尺から一尺半（約 30～45cm）出してつくられる出格子などがあります。

格子は、棧の框（かまち）と縦横に組んだ組子（くみこ）で構成され、組子の幅の広い・狭いなど、多くのデザインがあり、建物内部への採光と通風を確保しつつ、外部からの進入と視界を制限できる効果があります。この地区では堅棧の断面が正方形で、21mm（7 分）間隔の千本格子が多く見られますが、一部には数本置きに短い堅棧を並べた親子格子もみられます。



千本格子(写真左)と親子格子(写真右)

⑧^{こまよせ やらい}駒寄(矢来)

町家に多く用いられている「格子」は、外部からの進入と視界を制限できる効果がありますが、正面から顔を近づければ中が覗けてしまうため、これを避けるための足止めとして駒寄を設けている町家も多く見られます。元来は、外壁を泥やはねによる汚れ、傷から守る目的があったと言われています。

この地区には、木製の角材で造られたものが多く見られますが、古い駒寄には、断面が六角形で、鉾（ちょうな）で木の表面をハツリ取る、伝統的な名栗（なぐり）加工が施されたものも見ることができます。

また、腰下程度の高さのものが一般的ですが、この地区には人の背丈ほどの高さのものも多く見られるほか、堅棧の上部に笠木を設けた駒寄も見られます。



断面が六角形の背の低い駒寄



角材で造られた背の高い駒寄

4.修景基準とその解説

4-1.修景基準の考え方

修景基準は、対象となる建築物等の分類（3 種類）毎に定められています。

(1)修景基準の対象となる建築物等の分類

- ・ **歴史的建築物** ：概ね戦前に建築され、地域が有する伝統的な様式を備えた建築物
- ・ **一般建築物** ：歴史的建築物以外の建築物
- ・ **外構(塀等)** ：門・塀又はこれに類するもの

(2)修景基準の種類

それぞれの修景基準は、「歴史的建築物」を対象とした修景基準❶と、「一般建築物」を対象とした修景基準❷、「外構（塀等）」を対象とした修景基準❸から構成されています。

表 修景基準の種類

歴史的建築物 （修繕を行おうとする場合の基準）	修景基準❶
一般建築物 （新築、増改築等を行おうとする場合の基準）	修景基準❷
外構(塀等) （門・塀等を設ける場合の基準）	修景基準❸

(3)修景基準の対象とする部分

修景基準は、屋根や外壁、庇、格子、開口部など、建築物等の外観の修景に関する基準を示したものです。

(4)修景基準の構成

建築物の外観の全般に関する基準と、屋根や外壁など、各部位の形態・意匠に関する基準で構成されています。

4-2.修景基準

(1)歴史的建築物の修景基準

■修景基準① [歴史的建築物]		
項目		基準内容
全 般	位置等	・ 高さが2階以下の木造軸組構造とする。 ・ 隣接する歴史的建築物と壁面の位置を揃える。
	色彩・素材	・ 自然素材や伝統的な素材を用い、その素材色を活かす。やむを得ない場合は、周囲の歴史的建築物と調和するよう、自然素材等と同等の質感を持つ素材を用い、無彩色又は落ち着いた色彩とする。
各部位の形態・意匠	屋 根	・ 日本瓦葺きとする。 ・ 4～6寸程度の勾配屋根とし、切妻（平入り）又は入母屋とする。
	庇	・ 日本瓦又は銅板葺きとする。
	外壁	・ 漆喰塗りや腰板張りなど、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とし、建築物の様式や壁面の場所毎に適切な仕上げとする。
	開口部	・ 格子戸や虫籠窓など、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とし、建築物の様式や開口部の場所毎に適切な仕上げとする。
	樋	・ 銅製を基本とする。
	建築設備※	・ 公共空間から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、若しくは木製格子等で覆う。
	その他	・ 卯建・袖壁や駒寄・矢来を設ける場合は、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とする。 ・ 建築物の外部に照明器具を設置する場合は、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。
		・ 看板等を設ける場合は、自家用広告物に限るとともに、屋根より上には表示せず、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。 ・ 自動販売機やゴミ置き場等の附属物を設ける場合は、目立たない意匠とする、又は公共空間から見えにくい位置に設ける。

※：「建築設備」は、空調室外機、電気・ガスメーター、水道・ガス管、その他配管類等のこと。

(2)一般建築物の修景基準

■修景基準② [一般建築物]		
項目		基準内容
全 般	位置等	・ 隣接する歴史的建築物と壁面の位置を揃えたとともに、道路に面する 1、2 階の外壁に庇を設けることを基本とする、又はまちなみの連続性を確保するため、道路に沿って塀等を設ける。 ・ 3 階以上の壁面位置は、1 階の外壁面より 90cm 以上後退させる、又は道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ道路に沿って塀等を設ける。
	色彩・素材	・ 周囲の歴史的建築物と調和する材質や質感とする。 ・ けばけばしい色彩を用いず、無彩色又は落ち着いた色彩を基調とする。
各部位の形態・意匠	屋 根	・ 日本瓦葺きを基本とする。 ・ 勾配屋根を基本とする。
	庇	・ 日本瓦、銅板又は鋼板葺きを基本とする。
	外壁	・ 歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するものとする。
	開口部	・ 歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するものとする。
	樋	・ 周囲の歴史的建築物と調和するものとする。
	建築設備※	・ 公共空間から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、若しくは木製格子等で覆う。
	その他	・ 卯建・袖壁や駒寄・矢来を設ける場合は、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とする。 ・ 建築物の外部に照明器具を設置する場合は、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。
		・ 看板等を設ける場合は、自家用広告物に限るとともに、屋根より上には表示せず、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。 ・ 自動販売機やゴミ置き場等の附属物を設ける場合は、目立たない意匠とする、又は公共空間から見えにくい位置に設ける。

※：「建築設備」は、空調室外機、電気・ガスメーター、水道・ガス管、その他配管類等のこと。

(3)外構(塀等)の修景基準

■修景基準③ [外構(塀等)]	
項目	基準内容
全 般	・ 建築物に附属している場合は、建築物を含めて歴史的なまちなみと調和していること。
形態・意匠	・ まちなみの連続性を確保するため、道路に沿って設ける。 ・ 板塀など、地域に残る伝統的な形態・意匠とする。

4-3.修景基準の解説

(1)歴史的建築物の建築様式毎の仕上げと組み合わせ

歴史的建築物の修景は、建築当初の形態・意匠への復原が基本です。歴史的建築物といっても、例えば、つし二階町家と総二階町家（箱軒型）とでは仕上げが異なる部分もありますので、下の表を参考に、改修を行う建築物に相応しい仕上げの組み合わせを確認してください。

表1:建築様式別の各部位における仕上げ等の組み合わせ

部位		仕上げの種類等	建築様式		
			つし二階町家	総二階町家	総二階町家 (箱軒型)
屋根		本瓦葺き	○	○	○
		桟瓦葺き	○	○	○
庇		本瓦葺き	○	○	○
		桟瓦葺き、銅板葺き	○	○	○
外壁	2階	漆喰塗り、土壁	○	○	○
		板張り	—	—	○
		タイル貼り	—	—	○
		銅板張り	—	—	○
	1階	漆喰塗り、土壁	○	○	○
		板張り	○	○	○
	腰壁	板張り	○	○	○
		腰壁（石貼り、タイル貼り、モルタル洗い出し）	—	—	○
	開口部	2階	虫籠窓	○	—
		木格子	—	○	○
		木製ガラス窓	—	○	○
		金属製又は木製パイプ格子	—	○	○
	1階 (玄関以外)	木格子	○	○	○
		金属製又は木製パイプ格子	—	—	○
	玄関	木製の板戸又は格子戸	○	○	○
その他	卯建・袖壁	卯建・袖壁	△	△	△
	駒寄・矢来	駒寄・矢来	△	△	△

※堀付町家の仕上げの組み合わせは、建築本体の様式（つし二階町家、総二階町家）を基準にしてください。

凡例

- ：建築様式・部位において一般的な仕上げ
- △：建築物の状況やデザイン等に応じて設けるもの
- ：建築様式・部位においては適切でない仕上げ

(2)歴史的建築物・一般建築物の修景基準の解説

修景は、以下に記載された **■ 歴史的建築物の基準** と **■ 一般建築物の基準** それぞれを参考に、個々の建築物の状況にあわせて進めてください。

位置等

■ 歴史的建築物の基準

・高さが2階以下の木造軸組構造とする。

・隣接する歴史的建築物と壁面の位置を揃える。

■ 一般建築物の基準

・隣接する歴史的建築物と壁面の位置を揃えるとともに、道路に面する1、2階の外壁に底を設けることを基本とする、又はまちなみの連続性を確保するため、道路に沿って塀等を設ける。

・3階以上の壁面位置は、1階の外壁面より90cm以上後退させる、又は道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ道路に沿って塀等を設ける。

歴史的建築物は、伝統的な木造軸組構造で建てられています。

建築当初の姿から、外観に関わる改修や増築が行われている場合には、壁面位置などが基準に適合しているかどうか確認してください。

一般建築物においては、歴史的建築物の壁面位置や建物高さ、屋根勾配、庇の出によってつくりだされたまちなみとの連続性・一体感に配慮して、建築物の形状や配置を計画してください。

なお、歴史的建築物・一般建築物ともに、まちなみの連続性を確保するために塀等を設ける場合は、修景基準③[外構（塀等）]に従ってください。



壁面の位置や建物の高さが揃っているまちなみ

色彩・素材

■ 歴史的建築物の基準

・自然素材や伝統的な素材を用い、その素材色を活かす。

やむを得ない場合は、周囲の歴史的建築物と調和するよう、自然素材等と同等の質感を持つ素材を用い、無彩色又は落ち着いた色彩とする。

■ 一般建築物の基準

・周囲の歴史的建築物と調和する材質や質感とする。

・けばけばしい色彩を用いず、無彩色又は落ち着いた色彩を基調とする。

歴史的建築物は、木や石、土や漆喰等の、自然素材や伝統的な素材が用いられ、色彩は原則的に無彩色又は茶系など、素材の持つ色が用いられています。再現が困難な場合は、代替の建材を用いることとしますが、質感や色彩が伝統的なものと同等になるように配慮してください。

一般建築物においても、材質や質感、色彩に配慮し、歴史的建築物との調和を図ってください。



伝統的な材料、色彩を用いた町家の外観

16 堺環濠都市北部地区まちなみガイドライン

17

屋根

■ 歴史的建築物の基準

- ・日本瓦葺きとする。
- ・4～6寸程度の勾配屋根とし、切妻（平入り）又は入母屋とする。※

■ 一般建築物の基準

- ・日本瓦葺きを基本とする。
- ・勾配屋根を基本とする。※

歴史的建築物は、屋根勾配を4～6寸勾配（約21.5～30.5°）とし、屋根材の日本瓦は本瓦又は棧瓦、色彩は銀灰色としてください。

一般建築物においては、勾配屋根を基本としてください。屋根材は、日本瓦の本瓦又は棧瓦を基本とし、色彩は銀灰色としますが、やむを得ない場合は、道路等から望見する際の質感や形状、色彩が基準に挙げたものと同等の屋根葺き材を選択してください。

※切妻（平入り）を基本としますが、角地においてはできる限り入母屋としてください。



本瓦葺きの屋根



棧瓦葺きの屋根

庇(ひさし)

■ 歴史的建築物の基準

- ・日本瓦又は銅板葺きとする。

■ 一般建築物の基準

- ・日本瓦、銅板又は銅板葺きを基本とする。

歴史的建築物は、日本瓦は本瓦又は棧瓦、色彩は銀灰色とし、銅板は素材色としてください。

一般建築物においては、歴史的建築物と同じ屋根葺き材、又は濃灰色若しくは黒色等の銅板葺きを基本としますが、やむを得ない場合は、道路等から望見する際の質感や形状、色彩が基準に挙げたものと同等の葺き材を選択してください。



本瓦葺きの庇



棧瓦葺きの庇



棧瓦葺きの庇（軒先 一文字瓦）

外壁

■ 歴史的建築物の基準

- ・漆喰塗りや腰板張りなど、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とし、建築物の様式や壁面の場所毎に適切な仕上げとする。

■ 一般建築物の基準

- ・歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するものとする。

歴史的建築物の外壁の仕上げは、建築物の様式や部位によって様々な種類があります。表2を参考にして、適切な仕上げや組み合わせの適否を確認してください。

一般建築物においては、材質や質感に配慮するとともに、色彩は、無彩色又は茶系色の落ち着いたものとし、歴史的建築物との調和を図ってください。

表2: 建築様式毎の伝統的な外壁仕上げ

		つし二階町家	総二階町家	
				総二階町家(箱軒型)
2階	外壁	・漆喰塗り、土壁	・漆喰塗り、土壁	・銅板張り、タイル貼り ・漆喰塗り、土壁 ・板張り
	腰壁	・漆喰塗り、土壁 ・板張り	・漆喰塗り、土壁 ・板張り	・漆喰塗り、土壁 ・板張り
1階	外壁	・漆喰塗り、土壁 ・板張り	・漆喰塗り、土壁 ・板張り	・漆喰塗り、土壁 ・板張り
	腰壁	・板張り	・板張り	・石貼り、タイル貼り、 モルタル洗い出し ・板張り



漆喰と腰板の外壁



銅板張りの外壁



タイル貼りの腰壁



石貼りの腰壁

開口部

■ 歴史的建築物の基準

- ・ 格子戸や虫籠窓など、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とし、建築物の様式や開口部の場所毎に適切な仕上げとする。

■ 一般建築物の基準

- ・ 歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するものとする。

歴史的建築物の開口部の意匠は、建築物の様式や部位によって異なるため、表3、4を参考にして、適切な意匠を用いてください。

なお、やむを得ず金属製の窓等を用いる場合は、色彩に配慮するとともに、格子の内側に入れるなど、伝統的な形態・意匠と調和するよう配慮してください。

また、虫籠窓を設ける場合には、建築当初の形態・意匠の復元を基本としてください。

一般建築物においては、表3を参考に、適切な意匠を用いるとともに、木製は素材色、金属製の窓や格子等は無彩色又は茶系色としてください。

表3: 建築様式毎の開口部の仕様

	つし二階町家	総二階町家	一般建築物
		総二階町家(箱軒型)	
2階	・ 虫籠窓とする	・ 表4を参考に、それぞれの建築様式毎に定められた仕様の格子を設ける、又は木製ガラス窓を設けることを基本とする。	・ 木製又は黒色、灰色、茶系色の金属製ガラス窓や格子とする。
1階 (玄関以外)	・ 玄関を除く開口部には、表4を参考に、それぞれの建築様式毎に定められた仕様の格子を設ける。 ・ 格子の内側に設ける窓等は、伝統的な木製ガラス窓等を基本とする。		・ 木製又は黒色、灰色、茶系色の金属製ガラス窓とするとともに、格子を設けた伝統的な意匠とする。
玄関	・ 木製の板戸又は格子戸を基本とする		・ 木製又は黒色、灰色、茶系色の金属製の扉、格子戸等とする。

表4: 建築様式毎の代表的な格子の仕様

			つし二階町家	総二階町家	総二階町家 (箱軒型)
千本格子		・ 素材は木製を基本とする。 ・ 断面が正方形で、格子1本の幅及び格子の隙間が約21mm(7分)間隔となっているものを基本とする。	○	○	○
親子格子		・ 素材は木製を基本とする。 ・ 断面は正方形を基本とする。 ・ 長い縦棧と短い縦棧の太さや本数の組み合わせについては、親子格子が用いられている山口家住宅及び鉄砲鍛冶屋敷等を参考とする。	○	○	○
面格子		・ 素材は木製又は金属製とする。 ・ 断面は円形又は正方形を基本とする。	—	○ (ただし、2階開口部に限る)	○



出格子と玄関の格子戸



玄関の格子戸と平格子



腰壁上の木製ガラス窓と金属製丸格子



木製ガラス窓と木製縦格子



長方形の虫籠窓



角が丸くなっている虫籠窓



四隅が面取りされた八角形の虫籠窓



木瓜型の虫籠窓

樋

■ 歴史的建築物の基準

- ・銅製を基本とする。

歴史的建築物において、銅製の樋の採用が困難な場合には、ブロンズ色の金属製樋など、歴史的建築物に用いられる伝統的な素材や色合いと調和するものとしてください。

■ 一般建築物の基準

- ・周囲の歴史的建築物と調和するものとする。

一般建築物においては、歴史的建築物に用いられる伝統的な素材や色合いと調和するものとしてください。



銅製の樋



ステンレス製(銅メッキ)の樋



硬質塩化ビニル製の樋

建築設備

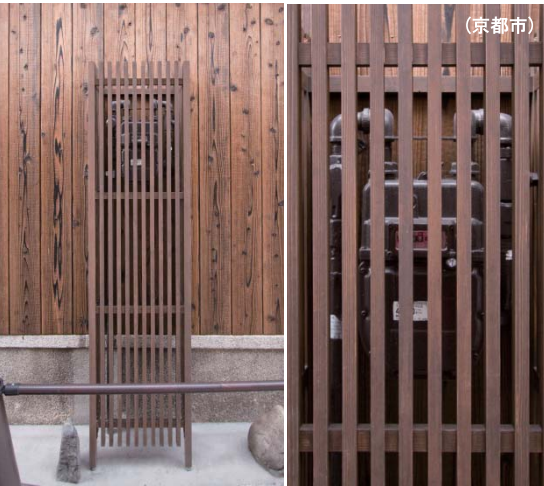
■ 基準（歴史的建築物・一般建築物共通）

- ・公共空間から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、若しくは木製格子等で覆う。

空調の室外機や電気・ガスメーターなどを、道路等の公共空間から直接見える部分に設ける場合は、取り付けられる建築物の外壁の色彩に合わせたり、木製縦格子等で覆い、その色彩を黒色、茶系色又は素材色としてください。



格子の目隠しで囲われた空調室外機



外壁の色彩に合わせるとともに、格子の目隠しで囲われたガスメーター

その他 <卯建・袖壁 及び 駒寄・矢来>

■ 基準（歴史的建築物・一般建築物共通）

- ・卯建・袖壁や駒寄・矢来を設ける場合は、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とする。

■ 卯建・袖壁

歴史的建築物の卯建・袖壁の色彩は外壁に合わせることを基本とします。建築当初の姿がわからない歴史的建築物については、周囲の町家に見られる形態・意匠を参考としてください。

一般建築物においては、周囲の町家に見られる形態・意匠を参考に、材質や質感に配慮するとともに、色彩は外壁に合わせることを基本としてください。



飾りが施された袖壁



屋号が彫り込まれた袖壁



瓦がのせられた袖壁



飾りのない袖壁

■ 駒寄・矢来

歴史的建築物の駒寄・矢来は、木製で垂直の縦格子とし、色彩は素材色としてください。駒寄・矢来の高さについては、目隠し、侵入防止等、目的にあわせて適宜選択してください。

一般建築物においては、周囲の町家に見られる形態・意匠を参考に、材質や質感に配慮するとともに、色彩は黒色又は茶系色とし、歴史的建築物との調和を図ってください。



背の低い駒寄



背の高い駒寄

その他 <照明器具、看板等、附属物>

■ 基準（歴史的建築物・一般建築物共通）

- ・建築物の外部に照明器具を設置する場合は、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。

外部に設ける照明は、ガス灯や行燈など、伝統的な形態・意匠をもった照明器具としてください。

また、照明の光源は暖かみのある電球色（色温度2,000～3,000K程度）としてください。



ガス灯を模した照明



行燈を模した照明

■ 基準（歴史的建築物・一般建築物共通）

- ・看板等を設ける場合は、自家用広告物※に限るとともに、屋根より上には表示せず、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。

看板の素材は木材や石材、布等を用いることを基本とし、表示部分の過半を、無彩色、茶系色又は素材色としてください。

※自家用広告物とは、自己の店舗に表示する屋号等を指します。



景観に配慮した看板

■ 基準（歴史的建築物・一般建築物共通）

- ・自動販売機やゴミ置き場等の附属物を設ける場合は、目立たない意匠とする、又は公共空間から見えにくい位置に設ける。

従来の歴史的建築物には設けられていなかった附属物を道路等の公共空間から直接見える部分に設ける場合には、歴史的建築物と調和するように、素材や色彩に配慮してください。



伝統的な素材・色彩の
ゴミ置き場



景観に配慮した
自動販売機

(3)外構(塀等)の修景基準の解説

全 般

■ 基準

- ・建築物に附属している場合は、建築物を含めて歴史的なまちなみと調和していること。

まちなみの連続感や一体感は、塀だけでなく、その敷地に建てられた建築物と一体となってつくりだされています。塀を建築物に附属して設ける場合には、塀だけでなく、建築物についても、修景基準に沿うものとしてください。

形態・意匠

■ 基準

- ・まちなみの連続性を確保するため、道路に沿って設ける。
- ・板塀など、地域に残る伝統的な形態・意匠とする。

塀を設ける位置は、まちなみの連続性を保つように、道路境界に沿って設けるようにしてください。

塀の形態・意匠は、板塀や築地塀など、地域に残る伝統的なものとしてください。



歴史的建築物の高塀



寺町に残る築地塀（練塀）



ブロック塀に築地塀風の仕上げを施した塀



隣地の壁面線にあわせて青空駐車場に設けられた塀